

# ヘルパーステーションすまいる・ランド 鶴ヶ島の概要

## 1 事業所の名称及び所在地

- ・名称 ヘルパーステーション すまいる・ランド鶴ヶ島
- ・所在地 〒350-2211 鶴ヶ島市脚折町 3-9-13
- ・電話番号 049-271-2525
- ・事業者番号 1176200911
- ・サービス種別 訪問介護・訪問型サービス

## 2 営業日及び営業時間

- ・営業日 月曜日から土曜日（12月31日～1月3日を除く）
- ・営業時間 午前9時00分～午後6時00分まで
- ・サービス提供時間 午前9時～午後6時まで
- ・連絡体制 電話等により、24時間常時連絡可能な体制をとる。

## 3 通常の事業の実施地域

鶴ヶ島市

※ 上記地域以外の方でもご相談に応じます。

## 4 従業員の職種、員数及び職務内容

- ・管理者 1人（常勤兼務）

管理者は事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- ・サービス提供責任者 2人以上（常勤職員2人）

サービス提供責任者は、訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

- ・訪問介護員 14人以上（常勤職員4人・非常勤職10人）

訪問介護員等は、訪問介護の提供にあたる。

## 5 利用料について

訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とします。

## 6 通常の事業の実施地域を越える場合の交通費について

通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護を提供する際は、通常の事業の実施地域を越える地点からその交通費の実費を徴収します。なお、自動車等を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

事業の実施地域を越えた地点から、片道1キロメートルあたり 50円

## 7 秘密保持

利用者及びその家族の個人情報、あらかじめ文書にて同意を得ない限り、サービス担当者会議等において用いません。

## 8 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者（地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

## 9 サービス内容に関する相談・苦情窓口について

事業所 苦情・相談窓口（担当：管理者及び苦情受付責任者）

電話番号 049-271-2525

受付時間 月曜日～土曜日（午前9時～午後6時）

### その他の苦情・相談窓口

鶴ヶ島市 高齢福祉課 049-271-1111（代）

埼玉県運営適正委員会 048-822-1243（代）

埼玉県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

電話 048-824-2568

受付時間 午前8時30分～午後5時00分（土日祝日を除く）

